

兵庫県公報

令和3年5月25日 火曜日 第210号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	2
公 告	
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	3
○ 随意契約の相手方等の公示（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	4
公安委員会規則	
○ 兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則	5

公布された法令のあらまし

◎兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（公安委員会規則第8号）
他の法令等に特別の定めがあるものを除くほか、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の規定に基づき公安委員会等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項を定めることとした。

告 示

兵庫県告示第593号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県姫路市家島町宮1410—39 北村久雄 同 県同 市家島町宮913 坂本弘信	家島	家島漁業協同組合
兵庫県姫路市大津区勘兵衛町1—52 高田喜代治 同 県同 市大津区勘兵衛町1—66 黒田一泰	大津	姫路市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年5月25日から同年6月8日まで

(2) 縦覧場所

家島加入区 兵庫県姫路市家島町宮110-1 家島漁業協同組合
大津加入区 同 県同 市大津区勘兵衛町1-55 姫路市漁業協同組合

兵庫県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和3年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市前開土地改良区	令和3年3月17日
神戸市長尾土地改良区	同 年4月16日
国岡土地改良区	同 月20日
西池土地改良区	同

兵庫県告示第595号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨淡路県民局長から報告があった。

令和3年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時

令和3年6月3日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

2 場所

洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎 3階会議室B

3 被聴聞者

商号又は名称 有限会社ドリーム
代表者氏名 増田信紀
事務所所在地 淡路市大谷946番地1
免許番号 兵庫県知事（2）第800258号
免許年月日 平成28年12月27日

兵庫県告示第596号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和3年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 合同会社ニューツーリズム・トリップベース2号

代表者の氏名

代表社員 一般社団法人ニューツーリズム・トリップベース 職務執行者 森田 威

住所 東京都新宿区四谷2丁目9番地15 東京ユナイテッド総合事務所内

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称)NTB2兵庫南あわじ

所在地 南あわじ市福良字八反甲512番154

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間 令和3年5月25日から同年6月8日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和3年5月25日から同年6月8日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告

兵庫県労働委員会の委員の任期が満了するので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体にそれぞれ次により次期委員の候補者の推薦を求める。

令和3年5月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 推薦資格を有する者

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体

2 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第104条又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定による許可が必要である。

3 推薦期間

令和3年5月28日(金)から同年7月13日(火)まで

4 推薦に必要な提出書類

(1) 労働者委員候補者の推薦

ア 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局・県民センター労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書

イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書(資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。)

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書

5 推薦書類の提出先

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局・県民センター労政担当課

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年5月25日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
工事・用地台帳システムトータルサポート 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社関西支社 大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル
- 5 随意契約に係る契約金額
86,856,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年5月25日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子入札システム及び入札参加資格審査システムに係るトータルサポート 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社関西支社 大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル
- 5 随意契約に係る契約金額
110,121,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年5月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町加古字上新田前1805番10、1806番から1811番まで、1816番2、1817番7、1818番、1819番1、1805番10地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町平野449番地の1

株式会社ステイG 代表取締役 本岡明仁

3 許可年月日及び許可番号

令和2年11月25日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-22号（2稲美）

公安委員会規則

兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則をここに公布する。

令和3年5月25日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷勝彦

兵庫県公安委員会規則第8号

兵庫県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、他の法令等に特別の定めがあるものを除くほか、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）及び情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき公安委員会等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 兵庫県公安委員会、兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項の規定により地方公共団体情報システム機構が作成したもの
 - イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの
 - ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの
 - エ 警察本部長が定めるもの（前記アからウまでに掲げるものを除く。）
 - オ 前記アからエまでに掲げるもののほか、公安委員会等が指定するもの

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織及び情報通信技術活用条例第6条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信を行うことができる機能を有するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、警察本部長の定めるところにより、次に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して、申請等を行わなければならない。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき、又は記載されている事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されるべき事項

3 前項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、公安委員会等が指定する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長が定める当該

申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 4 同一内容の書面等を複数必要とする申請等を行う者が、第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき、又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき、又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。
- 5 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する主務省令で定める措置及び情報通信技術活用条例第6条第4項に規定する規則等で定める措置は、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用による電子署名その他の電子署名（電子証明書が併せて送信されるものに限る。）とする。ただし、警察本部長が定める当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 6 情報通信技術活用法第6条第5項に規定する主務省令で定める方法及び情報通信技術活用条例第6条第5項に規定する規則等で定める方法は、第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。
- 7 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する主務省令で定める場合及び情報通信技術活用条例第6条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会等が認める場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある書面等があると公安委員会等が認める場合
 - (3) 申請等に際し提出すべきもののうちに書面等以外の有体物があると公安委員会等が認める場合
（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 情報通信技術活用法第7条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織及び情報通信技術活用条例第7条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信を行うことができる機能を有するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

- 2 情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術活用条例第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。
- 3 前項の規定に基づく処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから公安委員会等が指定する期限までに記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、公安委員会等は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。
- 4 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する主務省令で定める方式及び情報通信技術活用条例第7条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号のいずれかに該当する方式とする。
 - (1) 第1項の電子情報処理組織を使用して識別番号及び暗証番号を入力する方式
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨を警察本部長の定めるところにより届け出る方式
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、警察本部長が定める方式
- 5 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する主務省令で定める措置及び情報通信技術活用条例第7条第4項に規定する規則等で定める措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 電子署名
 - (2) 処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った公安委員会等の氏名又は名称を確認するための措置として警察本部長が定めるもの
- 6 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する主務省令で定める場合及び情報通信技術活用条例第7条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会等が認める場合
 - (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要がある書面等があると公安委員会等が認める場合
 - (3) 処分通知等に際し交付すべきもののうちに書面等以外の有体物があると公安委員会等が認める場合
（電磁的記録による縦覧等）

第5条 情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術活用条例第8条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記載されている事項により行う縦覧等については当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は当該事項を公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、同項の

規定により当該事項を記載した書類により行う縦覧等については当該事項を記載した書類を公安委員会等の事務所に備え置く方法により、それぞれ行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術活用条例第9条第1項の規定により電磁的記録により行う作成等については、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は当該事項を磁気ディスク（これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録する方法により行うものとする。

2 情報通信技術活用法第9条第3項に規定する主務省令で定める措置及び情報通信技術活用条例第9条第3項に規定する規則等で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 電子署名

(2) 作成等を行った公安委員会等の氏名又は名称を確認するための措置として警察本部長が定めるもの

(添付書面等の省略)

第7条 情報通信技術活用条例第11条に規定する規則等で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げるとおりとし、情報通信技術活用条例第11条に規定する規則等で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(補則)

第8条 手続等（情報通信技術活用法第6条から第9条まで又は情報通信技術活用条例第6条から第9条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、第3条から第6条までに定める方法の例による。

2 この規則に定めるもののほか、公安委員会等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。